労働者派遣事業の許可申請にあたっての自己チェックの結果について

厚生労働大臣 殿

(○○労働局長 経由)

労働者派遣事業の許可申請を行うにあたり、当社の状況について以下のとおり自己チェックをいたしました。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

住所 代表者役職 代表者名

印

(自己チェック実施者:自署であること)

役職 氏名

1 原則の事項

質問		回答		
労働者派遣法、労働基準法	口はい	□いいえ		
欠格事由に該当する事項はない		□はい	□いいえ	
専ら派遣として行う事業ではない		□はい □いいえ		
過去3年以内に派遣元責任者講習を受講した派遣元責任者を 規定の人数配置している		□はい □いいえ		
個人情報の管理について規定の措置を実施している		口はい	□いいえ	
以下のいずれかの財産的基礎を満たしている		□はい (満たしている項目に もチェック)	□いいえ	
□大企業、中小企業 (右の中小企業を除く)	□ (1 事業所のみの) 中小企業	□ (1 事業所のみの)中小企業	
基準資産額 2,000 万円以上、基準資産額が負債の総額の7分の1以上、現預金1,500万円以上	常時雇用している派遣労働者が 10人以下、基準資産額1,000万円 以上、基準資産額が負債の総額の 7分の1以上、現預金800万円以 上	常時雇用している派遣労働者が5人以下、基準資産額500万円以上、基準資産額が負債の総額の7分の1以上、現預金400万円以上		
事業所はおおむね 20 m²以_	上ある	口はい	□いいえ	
雇用している派遣労働者に	ついて			
□雇用期間が無期の派遣労働者のみを雇用している □雇用期間が有期の派遣労働者のみを雇用している □雇用期間が無期の派遣労働者と有期の派遣労働者をどちらも雇用している				
派遣労働者を労働保険、社	会保険に加入させている	□はい	□いいえ	

2 許可要件に関する特記事項

	質問	回答		
浉	遣労働者のキャリア形成支援制度の事項			
	実施する教育訓練は、その雇用する全ての派遣労働者を対象としている	口はい	□いいえ	
	実施する教育訓練は、有給かつ無償で行われるものである	□はい	□いいえ	
	実施する教育訓練は、派遣労働者のキャリアアップに資す る内容のものとなっている	口はい	□いいえ	
	派遣労働者として雇用するに当たり実施する教育訓練が含まれている	□はい	□いいえ	
	(無期雇用派遣労働者を雇用する事業主のみ) 無期雇用派遣労働者に対して実施する教育訓練は、長期的 なキャリア形成を念頭に置いた内容のものである	口はい	□いいえ	
	担当者を配置したキャリアコンサルティングの相談窓口を 設置しており、希望をすれば、雇用するすべての派遣労働 者が利用できる	□はい	□いいえ	
	キャリア形成を念頭に置いた派遣先の提供を行う手続が規 定されている	□はい	□いいえ	
	派遣労働者全員に対して入職時の教育訓練が行われ、教育 訓練は、少なくとも最初の3年間は毎年1回以上の機会の 提供がある	口はい	□いいえ	
	実施時間数については、フルタイムで1年以上の雇用見込みの派遣労働者一人当たり、少なくとも最初の3年間は、毎年概ね8時間以上の教育訓練の機会の提供がある	口はい	□いいえ	
	教育訓練に関する事項等に関する情報として、段階的かつ 体系的な教育訓練計画の内容についての情報をインターネットの利用その他適切な方法により提供している	口はい	□いいえ	
	派遣元事業主は、派遣労働者のキャリアアップ措置に関する実施状況等、教育訓練等の情報を管理した資料を労働契約終了後3年間は保存している	口はい	□レレレンえ	

様式第 15 号

質問	回答			
派遣労働者に関する就業規則・労働契約の記載事項				
教育訓練の受講時間を労働時間として扱い、相当する賃金 を支払うことを原則とする規定がある	口はい	□いいえ		
無期雇用派遣労働者を労働者派遣契約の終了のみを理由として解雇をすることができる規程や、有期雇用派遣労働者についても、労働者派遣契約終了時に労働契約が存続している派遣労働者については、労働者派遣契約の終了のみを理由として解雇をすることができる旨の規定がない	口はい	□いいえ		
無期雇用派遣労働者又は有期雇用派遣労働者であるが労働契約期間内に労働者派遣契約が終了した派遣労働者について、次の派遣先を見つけられない等、使用者の責に帰すべき事由により休業させた場合には、労働基準法第26条に基づく手当を支払う規定がある	口はい	□いいえ		

3 その他の事項

	質問	回答				
(ا	その他					
	既に事業を行っている者であって、雇用安定措置の義務を 免れることを目的とした行為を行っており、労働局から指 導され、それを是正していない者ではない	□はい	□いいえ			
	派遣労働者に対して、労働安全衛生法第59条に基づき実施 が義務付けられている安全衛生教育の実施体制を整備して いる	□はい	□いいえ			

(記入にあたっての注意)

本票は、あくまでも許可申請内容に対する自己チェックを目的としています。

このため、すべての事項が「はい」であったとしても、審査の結果如何では自己チェックの結果とは異なることがあります。

年 月 日

厚生労働大臣 殿

住所 代表者 印

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する 法律第7条第1項第4号の財産的基礎に関する要件についての誓約書

この度の労働者派遣事業の許可の申請にあたって、当社は1つの事業所のみからなる中小企業であり、また、常時雇用する派遣労働者は10人以下の予定です。

このため、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第7条第1項第4号の要件である財産的基礎に関する要件について、資産の総額から負債の総額を控除した額を2,000万円から1,000万円に緩和すること等とする、「当分の間の措置」に基づいて申請いたします。

当社は、許可有効期間中において、本要件を満たすことを誓約いたします。

年 月 日

印

厚生労働大臣 殿

住所 代表者

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する 法律第7条第1項第4号の財産的基礎に関する要件についての誓約書

この度の労働者派遣事業の許可の申請にあたって、当社は1つの事業所のみからなる中小企業であり、また、常時雇用する派遣労働者は5人以下の予定です。

このため、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第7条第1項第4号の要件である財産的基礎に関する要件について、資産の総額から負債の総額を控除した額を2,000万円から500万円に緩和すること等とする、「3年間の暫定措置」に基づいて申請いたします。

当社は、許可有効期間中において、本要件を満たすことを誓約いたします。

年 月 日

労働者派遣事業 許 可 申請の 当分の間の措置 許可有効期間更新 3年間の暫定措置 に関する常時雇用する派遣労働者数の報告について

厚生労働大臣殿

提出者

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する 法律 第5条第1項 第10条第2項

の規定による

印

許可の申請における資産要件で当分の間の措置 許可有効期間更新3年間の暫定措置とおり常時雇用する派遣労働者数について報告します。

としていただきたいことから、下記の

1 許可番号				2 許可年月日		年	月 日
(ふりがな)							
3 氏名又は名称							
(ふりがな)							
4 事業所の名称							
5 事業所の所在地	〒 ()					
				()	_	
	1	2	3	4	5	6	常時雇用す
	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	る派遣労働
6 常時雇用する派 造労働者数							者数
	7	8	9	10	11	12	
	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	
7 備考							

(記入要領)

- 1 許可申請時は、表題中及び上方の「許可有効期間更新」の文字並びに「第10条第2項」の文字を抹消すること。また、許可の有効期間更新時は、表題中及び上方の「許可」の文字並びに第上方の「第5条第1項」の文字を抹消すること。
- 2 「当分の間の措置」で申請する者は、表題中及び上方の「3年間の暫定措置」の文字を抹消すること。また、「3年間の暫定措置」で申請する者は、上方の「当分の間の措置」の文字を抹消すること。
- 3 「1 許可番号」及び「2 許可年月日」欄は許可有効期間更新の場合のみ記入すること。
- 4 「常時雇用する派遣労働者数」について、特定労働者派遣事業を実施していた事業主等、既に派遣労働者の雇用実績がある事業主については、過去1年間の派遣労働者数を平均して常時雇用する派遣労働者数を算出すること。新規に事業を実施する事業主等、常時雇用する派遣労働者がいない事業主については、事業計画における予定者数を記載すること。
- 5 過去1年間の派遣労働者数を平均して常時雇用する派遣労働者数を算出するにあたって、小数点第1位を切り 捨てること。
- 6 常時雇用する派遣労働者数は、事業計画書のⅡ労働者派遣計画の派遣労働者総数計(人)と一致すること。 4 の事業所にあって、計画書の派遣労働者数と異なる場合は、備考欄にその理由を具体的に記載すること。